令和8年度入学準備金及び令和9年度奨学金
ひたちなか市奨学生募集要項

ひたちなか市教育委員会

ひたちなか市では，奨学資金貸与条例に基づき，優良な生徒・学生で，かつ，経済的理由によって修学が困難な方に奨学資金を貸与し，有為な人材を育成することを目的として，奨学生を下記により募集します。

１　令和８年度入学準備金について

令和9年4月に高等学校専攻科，専修学校専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。）又は大学（専門職大学，短期大学及び専門職短期大学を含み，大学院及び専門職大学院を除く。以下同じ。）への入学を予定している方について，入学金その他の一時的な費用に充てるための資金を貸与します。

○入学準備金の上限額及び貸与時期

区　　分		入学準備金の上限額	貸 与 時 期
高等学校専攻科		200,000 円	学校へ入学するまで（令和９年3月中旬頃を目安）に，一括で貸与します。 ※入学の決定時期や書類の提出状況によっては，4月以降の貸与となる場合があります。
専修学校専門課程		300,000 円	
大学	国立及び公立	300,000 円	
	私立	500,000 円	

２　令和９年度奨学金について

令和9年4月に高等専門学校第4･5学年に在学している方，高等学校専攻科，専修学校専門課程又は大学に在学している方又は入学を予定している方について，修学に要する学資その他の費用に充てるための資金を貸与します。

○奨学金の額及び貸与時期･期間

区　　分		奨学金の月額	貸 与 時 期･期 間
高等専門学校(第4･5学年)		20,000 円	令和9年5月中旬頃から貸与を開始します。 奨学金は四半期ごとに交付するものとし，貸与期間は在学する学校の正規の修業年限以内です。
高等学校専攻科		30,000 円	
専修学校専門課程		30,000 円	
大学	国立及び公立	30,000 円	
	私立	40,000 円	

３　資格

以下の全てに該当すること。

(1) 入学準備金

令和9年4月に高等学校専攻科，専修学校専門課程又は大学への入学を予定している方。

奨学金

令和9年4月に高等専門学校第4・5学年に在学している方，高等学校専攻科，専修学校専門課程又は大学に在学している方又は入学を予定している方。

※入学準備金，奨学金ともに，進学希望校の受験・合否が未確定の方でも申請いただけます。

(2) 入学金や修学に要する学資その他の費用の支弁が困難であると認められる方（所得基準があります。別紙「ひたちなか市奨学生所得基準」参照。）。

(3) 父母等（当該生徒又は学生が成年に達していない場合にあってはその保護者（親権を行う者，未成年後見人その他の者で当該生徒又は学生を現に監護するものをいう。），当該生徒又は学生が成年に達している場合にあっては当該生徒又は学生が成年に達した日においてその保護者であった者をいう。）が市内に住所を有している方。

(4) 健康であり，人物・学業とも優れている方として在学する学校又は卒業した学校の長の推薦を受けた方（人物・学業・健康等が別紙「ひたちなか市奨学生推薦基準」の各項目に該当すること）。

※入学準備金と奨学金は，どちらか一方を希望することもできますし，併用することもできます。

※奨学生に決定した場合，**市内在住の方から連帯保証人を1人及び国内在住の方から保証人を1人（各々独立の生計を営む成年者1人ずつ）を要します。**

※連帯保証人は，市税を滞納しておらず，債務を保証できる所得のある方とします。採用決定後，市税の納税証明書等を提出していただきます。

※他の団体における奨学資金の貸与を受けている方は，原則として本市奨学生にはなれません（給付型奨学金は併給できます。）。

４　出願手続

推薦基準及び所得基準に合致し出願を希望される方は，ひたちなか市教育委員会事務局教育政策課へ書類を提出してください。

提出書類等は，令和8年11月25日（水）から教育委員会事務局教育政策課（本庁第3分庁舎2階）で　交付するほか，ひたちなか市ホームページからダウンロードできます。

※推薦基準に合致するとは　（別紙ひたちなか市奨学生推薦基準参照）

人物・学業・健康等が推薦基準の各項目に該当すること。

※所得基準に合致するとは　（別紙ひたちなか市奨学生所得基準参照）

生計を一にする家族全員の令和7年分の合計所得から，表3の特別控除額を控除した額が，表1の所得基準額以下であること。

・給与所得者は，表2の計算式により得た金額を所得金額とする。

・給与所得者以外の場合は，所得税・住民税申告書，又は「所得（課税）証明書」における所得金額をそのまま所得金額とする。

５　提出書類

（1）奨学生願書（出願者が作成してください。）
（2）奨学生推薦調書（在学している学校又は卒業した学校に作成を依頼してください。なお，作成に時間を要する場合もあることに注意してください。）
（3）入学証明書（入学準備金希望者のみ。なお，提出期限までに提出できない方は，進学希望校への入学が決定次第，速やかに提出してください。）
（4）在学証明書（令和9年4月に在学している学校のもの。発行でき次第，速やかに提出してください。）
※次のいずれかに該当する就学者の分を提出してください。
（ア）出願者
在学証明書
（イ）生計を一にする家族のうち高校生以上の就学者（出願者を除く。）
在学証明書又は学生証の写し
（5）生計を一にする家族全員の収入（給料等）の明細書等
①令和7年分の所得についてその金額を確認できる下記の書類
下記（ア）又は（イ）の書類を必ず提出してください。
（ア）給与所得者等…令和7年分源泉徴収票
（イ）農業所得者，事業所得者等
・所得税申告の場合…令和7年分所得税確定申告書の写し
・住民税申告の場合…令和8年度住民税申告書の写し
（保護者については，所得がない場合でも必ず住民税の申告をすること。）
②令和8年中に退職・就職・転職などのため，給与所得が大幅に変動した場合
①の書類に加え，令和8年1月～12月分の給与明細書の写しなど，月額の収入が分かる書類を提出してください。
③別紙ひたちなか市奨学生所得基準の表3の特別控除を受ける場合
特別控除額表右欄の証明書類等の要・不要により，要の場合はその証明書類又はその金額がわかる書類を提出してください。

６　提出期間

令和8年12月1日（火）から令和９年2月15日（月）まで（期限厳守）
土・日曜，祝日，年末年始(令和8年12月29日から令和9年1月3日まで)を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までに，必要書類を揃えて教育委員会事務局教育政策課まで持参ください。
郵送の場合は令和９年2月15日（月）消印有効です。
※第2回目の募集（奨学金のみ）は，令和9年4月中旬頃から行う予定です。

７　奨学生の採用決定

教育委員会の審査を経て採否を決定し，本人に通知します。入学準備金については入学証明書の提出後，奨学金については在学証明書の提出後の通知となります。
決定の通知を受けた方は，誓約書及び連帯保証人に係る市税の納税証明書を提出してください。

８　奨学資金の交付

入学準備金は，高等学校専攻科，専修学校専門課程又は大学へ入学するまでに一括で交付するものとします。ただし，入学の決定時期や誓約書等の提出の状況によっては，4月以降の交付となる場合があります。

奨学金は，四半期ごとに交付するものとします。貸与開始は，令和9年5月中旬を予定しています。

９　奨学資金の返還

(1)返還期限

入学準備金及び奨学金は，無利息で，学校の正規の修業年限が満了する日の翌月から6か月据置き後，10年以内に年賦(年1回)半年賦(年2回)又は月賦(毎月)により返還していただきます。ただし，全部又は一部を繰り上げて返還することができます。

※入学準備金と奨学金を併用した方は，貸与額を合算して返還していただきます。

(2)返還猶予

進学，傷病，災害その他特別の理由により返還が困難な場合は，本人等の申請により相当の期間その返還を猶予することがあります。

(3)返還免除

貸与を受けた方が，死亡又は心身障害のため労働能力を喪失した場合は、返還未済額の全部、又は一部の返還を免除することがあります。

１０　その他

(1)緊急申請

奨学金については，上記3の(2)～(4)に該当し，下記の緊急を要する場合にあっては，申請を随時受け付けます。

① 主たる家計支持者の収入が病気，事故，死亡又は失業等により減少した場合

② 火災，風水害，震災等の災害により当市又は出願者の居住地が災害救助法等の適用を受け，かつ，著しい被害を受けた場合又はこれに準じる程度の被害を受けた場合

詳しくは「ひたちなか市奨学生募集要項(緊急申請分)」をご参照ください。

１１　問い合わせ先

〒312－8501　ひたちなか市東石川2丁目10番1号

ひたちなか市教育委員会事務局教育政策課　　℡　029-229-2414(直通)